令和７年 11 月 21 日
環境エネルギー部資源循環推進課

産業廃棄物処理業者に係る行政処分（許可の取消し）について

１　被処分者

青森県つがる市牛潟町村上 42 番地
株式会社鳴海建設（代表取締役　工藤　貴幸）

２　処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

３　処分年月日

令和７年 11 月 21 日

４　不利益処分の原因となる事実

被処分者は、令和７年９月５日に青森地方裁判所五所川原支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第５項第２号イに規定する同法第７条第５項第４号ロに該当するに至った。

このことは、同法第 14 条の３の２第１項第４号の規定に該当するものである。